

令和2年5月25日時点

みずぼうさい
**「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
遠賀川圏域の減災に係る取組方針(案)**

～遠賀川圏域が一丸となった防災・減災対策の推進～

令和2年5月

遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会

北九州市、直方市、飯塚市、田川市、中間市、宮若市、嘉麻市、
芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、
添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、赤村、
福岡県、気象庁福岡管区気象台、国土交通省遠賀川河川事務所

目次

| | |
|-------------------------------------|--------|
| 1.はじめに | - 1 - |
| 2.協議会の構成 | - 3 - |
| 3.遠賀川圏域の概要と主な課題 | - 4 - |
| 4.現状の取組等 | - 7 - |
| (1) 避難勧告等の適切な発令のための取組 | - 7 - |
| (2) 住民等の主体的な避難を支援する取組 | - 9 - |
| (3) 的確な水防活動や迅速な復旧等のための取組 | - 11 - |
| 5.減災のための目標 | - 14 - |
| 6.概ね5年間で実施する取組 | - 15 - |
| (1) ハード対策の主な取組 | - 15 - |
| (2) ソフト対策の主な取組 | - 17 - |
| ① 水防災学習の普及による水防災文化の醸成 | - 17 - |
| ② 関係機関の連携による避難、水防、復旧体制の強化 | - 18 - |
| ③ 避難行動につながる確実かつ住民目線の わかりやすい情報の提供 | - 19 - |
| 7.おわりに | - 21 - |

1. はじめに

遠賀川は、福岡県北部に位置し、流域面積 1,026km²、幹川流路延長 61km の河川である。遠賀川流域は、三方を福智山、英彦山、三郡山など標高千メートル程度の山々に囲まれた鍋底状の地形を呈している。

遠賀川流域には、22 の市町村が存在し、流域内の人口密度は九州の一級水系の中で最も高い約 600 人／km² である。想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定によると、家屋の 2 階床高に相当する浸水深 3m 以上の区域には、飯塚市や直方市等の中心部を含む、7 市 12 町の約 6 万人が居住するなど、ひとたび洪水氾濫が発生すれば、その影響は単独自治体にはとどまらない広域なものとなり、人的被害、社会経済的被害のリスクは非常に高い。

遠賀川では、昭和 28 年 6 月洪水で、直方市植木地区の堤防が決壊し、流域内において死者 20 名、負傷者 211 名、家屋流出・全半壊 953 戸、浸水家屋数 38,791 戸にのぼる広域的かつ甚大な被害が発生している。一方で、これまでに堤防の整備、河道の掘削、排水ポンプ場の整備等を順次実施してきたが、鍋底状の地形であることもあり、近年では、平成 15 年 7 月洪水、平成 21 年 7 月洪水、平成 22 年 7 月洪水、平成 24 年 7 月洪水等、主に内水による浸水被害が頻発しているが、堤防決壊による大規模な水害の記憶は風化しつつある。

全国的にみれば、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、茨城県常総市を流れる鬼怒川の堤防が決壊し、避難の遅れなどにより多数の孤立者が発生し、約 4,300 人が救助される事態となった。

この水害を契機として、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が答申された。

このような状況を踏まえ、遠賀川流域においては、流域内の 7 市 13 町 1 村（21 市町村）、福岡県、気象庁福岡管区気象台、および国土交通省遠賀川河川事務所からなる「遠賀川水防災意識社会構築推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を平成 28 年 5 月 23 日に設立し、これまでに経験したことのない大規模な洪水の発生に備えた減災対策を推進することとした。

その後、平成 28 年 10 月 7 日に出された、「『水防災意識社会 再構築ビジョン』に基づく都道府県等管理河川での取組について」及び平成 29 年 1 月の社会資本整備審議会長答申「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」に基づき、本推進協議会の取組を、遠賀川水系に隣接する県が管理する二級河川まで拡大することとした。これに伴い遠賀川水系と隣接する二級河川を含め遠賀川圏域とし、圏域内にある今川水系（田川郡にか

かる区域)、撥川水系、割子川水系、金手川水系、金山川水系、矢矧川水系及び汐入川水系の7水系を推進協議会の対象に追加した。また、平成29年5月19日に公布、同年6月19日に施行された水防法の一部を改正する法律を踏まえ、平成29年5月29日に協議会名を「遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会」(以下「協議会」という。)に変更し継続しているところです。

平成29年の水防法等の施行と合わせて、「水防災意識社会」の実現に向け、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が平成29年6月20日に国土交通省としてとりまとめられたところです。

また、平成30年7月豪雨では、広域的かつ同時多発的に河川の氾濫や土石流等が発生し、200名を超える死者・行方不明者と5万棟近い家屋被害に加え、ライフラインや交通インフラ等の被災によって、甚大な社会経済被害が発生しました。これを受け取りまとめられた同審議会の答申では、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされています。これらを踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が平成31年1月29日に改定されています。

この協議会では、住民の安全に責任を有する市町村とそれを支える防災関係機関が、それぞれ又は連携して概ね5年間で大規模水害に備えるための取組を、「遠賀川の減災に係る取組方針」(以下、「取組方針」という。)として、平成28年8月にとりまとめており、これまで適宜改定を実施しているところです。今回、取組方針策定からこれまでの減災にかかる取組及び平成29年7月九州北部豪雨や平成30年7月豪雨の発生等を踏まえ、取組方針を改定したものである。

2. 協議会の構成

協議会の構成は、以下のとおりとする。

| 構成機関 | 構成委員 |
|---------------|---|
| 北九州市 | 市長 |
| 直方市 | 市長 |
| 飯塚市 | 市長 |
| 田川市 | 市長 |
| 中間市 | 市長 |
| 宮若市 | 市長 |
| 嘉麻市 | 市長 |
| 芦屋町 | 町長 |
| 水巻町 | 町長 |
| 岡垣町 | 町長 |
| 遠賀町 | 町長 |
| 小竹町 | 町長 |
| 鞍手町 | 町長 |
| 桂川町 | 町長 |
| 香春町 | 町長 |
| 添田町 | 町長 |
| 糸田町 | 町長 |
| 川崎町 | 町長 |
| 大任町 | 町長 |
| 福智町 | 町長 |
| 赤村 | 村長 |
| 福岡県総務部防災危機管理局 | 防災企画課長、消防防災指導課長 |
| 福岡県県土整備部 | 河川管理課長、 直方県土整備事務所長、 北九州県土整備事務所長、 田川県土整備事務所長、 飯塚県土整備事務所長 |
| 気象庁福岡管区気象台 | 台長 |
| 国土交通省遠賀川河川事務所 | 所長 |

3. 遠賀川圏域の概要と主な課題

遠賀川圏域を代表する一級河川の遠賀川流域は、三方を福智山、英彦山、三郡山など標高千メートル程度の山々に囲まれた鍋底状の地形を呈しており、急峻な山地と、丘陵地及び平地に分かれている。遠賀川本川に合流する支川は大小合わせて 74 河川と多く、流域で最も大きな支川である彦山川が中流部で合流する。

遠賀川流域の市町村は7市14町1村(22 市町村)におよび、北九州市、中間市、宮若市、直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市などの市街地を河川が貫流しており、流域内の人口密度は九州の一級水系の中で最も高い約 600 人／km² である。河川の氾濫域には、JR 筑豊本線など 8 本の鉄道や、国道 200 号など 8 本の国道が存在する。また、国管理区間の堤防は、その約 7 割が兼用道路になっており、流域内の各地域を結ぶ県道等として重要な交通ネットワークの一部を担っている。

遠賀川では、昭和 28 年 6 月洪水で、直方市植木地区の堤防が決壊し、その浸水範囲は下流域の中間市、鞍手町、遠賀町の 2 市 2 町におよび、流域内では、死者 20 名、負傷者 211 名、家屋流出・全半壊 953 戸、浸水家屋数 38,791 戸等にのぼる広域的かつ甚大な被害が発生している。

遠賀川は、明治 39 年に第一期改修工事に着手し、昭和 20 年には第二期改修工事に着手した。平成 9 年の河川法改正以降は、平成 16 年 6 月に遠賀川水系河川整備基本方針を、平成 19 年 4 月に遠賀川水系河川整備計画を定め、堤防の整備、河道の掘削、堰の改築、排水ポンプ場の整備等を計画的に進めてきた。しかしながら、遠賀川の国管理河川の堤防は、全延長約 267km のうち、水防上特に注意が必要な重要水防箇所(A ランク、B ランク)が約 134km 残っており、未だ整備途上の状況にある。

また、国が管理する河川管理施設は約 900 にのぼることから、適切な施設の管理も重要となっている。

こうした中、近年では、平成 15 年 7 月洪水、平成 21 年 7 月洪水、平成 22 年 7 月洪水、平成 24 年 7 月洪水等、主に内水による浸水被害が頻発している。特に平成 15 年 7 月洪水では、飯塚市の市街地が浸水し、床上浸水約 2,900 棟、床下浸水約 1,670 棟の被害が発生した。また、平成 29 年 7 月九州北部豪雨では彦山川上流において堤防を越水する洪水が発生し、さらに平成 30 年 7 月豪雨では、梅雨前線の活発な活動により遠賀川水系の 5 つの観測所(川島、日の出橋、唐熊、中島、野面)において洪水を安全に流すことのできる水位である計画高水位を超え、10 の観測所(上記観測所 + 勘六橋、中間、赤池、木月、石園)において観測史上最高水位を記録する事態となった。そのため、水害に対する危機意識は高まりつつあるものの、一方で、堤防決壊による

氾濫は、昭和 28 年 6 月洪水以降、60 年以上の長年にわたり経験しておらず、堤防決壊による大規模な水害の記憶は風化しつつある現状は大きく変わっていない。

また、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定によると、遠賀川流域は鍋底状の地形を呈する低平地であることから、浸水区域の約 40%が住居の 2 階床高に相当する 3m 以上 の浸水深となる。その区域には、飯塚市や直方市などの中心部を含む 7 市 12 町の約 6 万人が居住している。さらに、浸水区域の約 48%が 24 時間を超える浸水継続時間となり、避難が遅れた場合、多数の孤立者が発生するおそれがある。

また、遠賀川圏域内にある、県が管理する二級河川 7 水系のうち、今川水系以外はすべて圏域北部に位置し、響灘に流れている。

その二級河川のうち、遠賀川下流右岸圏域である北九州市を流れる 4 河川について、近年、都市化が進むことにより、田畠や緑地の住宅地化が進んでいる。また、下流左岸圏域についても、田畠の耕作地等や雑種地が未だ多いものの、北九州市都市圏及び福岡都市圏のベットタウンとして緩やかに宅地化が進んでいる。

このように住宅地の増加により土地の舗装化が進み、河川へ一気に流れ込む雨水の量が増加しており、かつ、低平地へ人口及び資産が集中していることから、浸水被害の甚大化が想定される。

昭和 28 年 6 月洪水では、遠賀川と同様に二級河川でも溢水し、北九州市全域で 79,064 戸、当時の八幡市で 20,025 戸等にのぼる甚大な浸水被害が発生している。

その後、近年では平成 11 年に溢水が発生し広範囲で浸水被害が発生しているが、その後、平成 24 年 6 月に岡垣町を流れる汐入川にて堤防の一部侵食が発生したのみで、大規模な被害は発生しておらず、水害の記憶は風化しつつある。

このように、遠賀川圏域は、ひとたび堤防が決壊すれば、洪水氾濫の影響は広域的なものとなり、人的被害、社会経済的被害のリスクは非常に高い。

遠賀川圏域のすべての市町村では、住民等の主体的な避難を支援する取組として、ハザードマップを作成し公表している。また、避難に資する情報として、防災無線による避難情報や、インターネット、地上デジタルテレビ放送等を通じた河川の水位情報、河川カメラ映像等の提供を行っている。しかしながら、情報がすべての住民へは届いていない、分かりにくい、切迫感が十分に伝わっていないことが考えられ、住民の避難の遅れ等につながるおそれがある。

一方で、遠賀川流域内では、約 80 にのぼる住民団体が熱心な環境保全活

動を展開しており、近年は防災に関する啓発活動もなされるなど、住民団体の活動が盛んである。

以上のことから、遠賀川圏域における主な課題を整理すると、次のとおりとなる。

- 遠賀川水系の国管理区間には、約 900 にのぼる水門、樋門、排水ポンプ場等の河川管理施設が存在する。施設の数が多くれば、その分、潜在的な災害発生リスクを有している。
- 遠賀川流域は鍋底状の地形を呈する低平地であることから、洪水氾濫が生じた場合には、浸水深が大きく、浸水継続時間が長期におよび、避難が遅れた場合、多数の孤立者が発生するなど人的被害、社会経済的被害のリスクは非常に高い。
- 遠賀川流域には 22 の市町村が存在し、地形的な要件から一つの氾濫域に複数の市町村の行政界が存在しているところが多い。このため、単独の市町村だけで住民の適切な避難を行うことは、容易ではない。
- 遠賀川圏域の堤防のほとんどが兼用道路として利用され、流域内的重要な交通ネットワークの一部を担っている。万が一、堤防が決壊すれば、交通が分断され、緊急車両の通行や支援物資の供給に支障が生じるおそれがある。
- 遠賀川圏域は、流域内の人囗密度が高く、洪水氾濫による災害リスクが非常に高いにもかかわらず、堤防決壊による氾濫は昭和 28 年 6 月洪水以降、60 年以上の長年にわたり経験しておらず、大規模な水害の記憶は風化しつつあり、防災意識の低下によって、避難の遅れ等につながるおそれがある。
- 住民等の避難に資する情報として、防災無線、インターネット、地上デジタルテレビ放送等を用いて提供しているが、必ずしもすべての住民へは届いていない、分かりにくい、切迫感が十分に伝わっていないことが考えられ、住民の避難の遅れ等につながるおそれがある。

現状の取組等

本協議会の構成機関が実施している減災に係る現状の取組と課題は、以下のとおりである。

(1) 避難勧告等の適切な発令のための取組

| 項目 | 現状の取組 | 課題 |
|-------------------|---|--|
| 避難勧告等の発令 | <ul style="list-style-type: none">○すべての市町村が避難勧告等の発令基準を地域防災計画で定めている。○国管理河川では、すべての市町村が避難勧告に着目したタイムラインを作成している。 | <ul style="list-style-type: none">●タイムラインは、実洪水での十分な運用に至っておらず、適切に運用できているか検証はできていない。●県管理河川におけるタイムラインについては、ほとんど作成されていない。 |
| 避難勧告等の発令に資する情報の共有 | <ul style="list-style-type: none">○遠賀川河川事務所、福岡管区気象台は、河川の水位の状況に応じて洪水予報を発表している。○遠賀川河川事務所、福岡県は、避難行動の目安となる水位を定め周知している。○遠賀川河川事務所は、河川の水位の状況に応じて、所長から市町村長にホットラインで水位の状況等を知らせている。○福岡県は、河川の水位の状況に応じて、県土整備事務所長から市町村長等にホットラインで水位の状況等を知らせている。(県管理の水位周知河川)○福岡管区気象台は、気象状況に応じて、市町村長にホットラインで最新の気象解説を行っている。 | <ul style="list-style-type: none">●代表観測所の水位情報だけでは、必ずしも切迫感が伝わらない。 |

| | | |
|--|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">○遠賀川河川事務所では、市町村庁舎を光ファイバーケーブル網等で接続し、河川監視カメラの映像などリアルタイム情報の提供の取り組みを行っている。14 市町で整備完了)。○遠賀川河川事務所では、国管理区間の氾濫リスクが高い場所について簡易水位計を順次整備している。 | <ul style="list-style-type: none">●国管理区間のリアルタイム情報が必要なすべての市町において、河川のリアルタイム映像等が共有できる状況にはなっていない。●簡易水位計は、国管理区間の氾濫リスクが高いすべての場所での整備には至っていない。 |
|--|--|---|

(2) 住民等の主体的な避難を支援する取組

| 項目 | 現状の取組 | 課題 |
|--------------------|--|---|
| 水害リスク情報の共有と防災知識の普及 | <ul style="list-style-type: none"> ○ すべての市町村が、計画規模の洪水浸水想定を前提としたハザードマップを作成し公表している。 ○ 国管理河川及び県管理河川(水位周知河川)については、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定(浸水区域、浸水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域)を公表している。 ○ 国管理河川については、小学校の学習指導要領に準拠した遠賀川の水防災学習教材を整備し、流域内の小学校における水防災教育の普及を図っている。 ○ 構成機関や地域における自主防災組織等の団体が学習会等を実施し、水防災に関する知識の普及を図っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 既存のハザードマップは、必ずしも避難行動に直結する内容になっていない。 ● すべての市町村では、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定を前提としたハザードマップの作成・公表には至っていない。 ● すべての県管理河川においては、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定の作成・公表に至っていない。 ● 遠賀川流域内の小学校において水防災教育の取組が年々広がっているが、全域での取組には至っていない。 ● 一部地域で積極的かつ継続的に学習会等が実施されているが、全域での取組には至っていない。 |

| | | |
|-------------------|---|---|
| 避難場所や避難経路の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各市町村の地域防災計画において、市町村内の避難場所が設定されている。 ○ 既存の洪水ハザードマップに避難場所等が示されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ● すべての市町村では、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定を踏まえた避難場所、避難経路の設定にはなっていない。 ● 想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定を前提とした場合、単独の市町村で適切な避難を行うことは、容易ではない。 |
| 避難に資するリアルタイム情報の共有 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災無線、携帯端末へのプッシュ型メール等を通じて、避難勧告等の情報が提供されている。 ○ インターネット、携帯端末へのプッシュ型メール、地上デジタルテレビ放送等を通じて河川の水位情報、河川カメラ映像等が提供されている。 ○ 遠賀川河川事務所の河川カメラの映像情報は、現在、テレビ局等の報道機関へ提供されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 各市町村では、さまざまな情報伝達手段の工夫がなされているが、必ずしも防災無線等の情報が確実にすべての住民へ届いていない。 ● 現行の情報では、必ずしも切迫感が十分に伝わっていない。 |

(3) 的確な水防活動や迅速な復旧等のための取組

| 項目 | 現状の取組 | 課題 |
|------------------|--|---|
| 的確な水防活動に資する情報の共有 | <ul style="list-style-type: none"> ○重要水防箇所を公表し、毎年出水期前に河川管理者と水防管理団体(市町村)、水防団が合同で現地の確認を行っている。 ○遠賀川河川事務所と福岡県は、河川の水位に応じて、水防警報を通知している。 ○遠賀川河川事務所と福岡県は、洪水時の巡視を行い、異常等が発見された場合には、水防管理団体(市町村)に知らせることとしている。 ○遠賀川河川事務所は、国管理区間の氾濫リスクが高い場所について簡易水位計を順次整備している。(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ●的確かつ効率的な水防活動を実施する上で必要な情報が必ずしも十分ではない。 ●現場に出動している水防団、水防管理団体、河川管理者の間で、必ずしも相互の情報が共有できる仕組みになっていない。 ●簡易水位計は、国管理区間の氾濫リスクが高い全ての場所での整備には至っていない。(再掲) |
| 水防技術の伝承と技術向上 | <ul style="list-style-type: none"> ○水防工法の技術の伝承や技術の向上を図るため、水防管理団体(市町村)は、計画的かつ継続的に水防訓練等を実施している。 | <ul style="list-style-type: none"> ●ほとんどの市町村で計画的かつ継続的に実施されているが、全域での取組には至っていない。 |
| 水防資機材等の配備 | <ul style="list-style-type: none"> ○水防管理団体(市町村)が、水防資機材を水防倉庫等に備蓄している。 ○水防管理団体(市町村)等が備蓄している資機材は、「遠賀川水防情報図」を通じて情報共有されている。 ○遠賀川河川事務所と飯塚市は、災害時の緊急復旧の基地となる飯塚地区河 | <ul style="list-style-type: none"> ●想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定を前提とした場合、必ずしも資機材が効果的に配備されたものにはなっていない。 ●飯塚地区河川防災ステーションより遠隔地において災害が発生した場合には、緊急復旧のための基地や |

| | | |
|-----------------|--|--|
| | 川防災ステーションを整備している。 | 資機材の仮置きヤード等が確保できないおそれがある。 |
| 防災拠点施設の災害時の機能確保 | ○市町村庁舎等の防災拠点施設の災害時の機能確保の検討に必要な情報として、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定を公表している。 | ● 想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定を前提とした場合、防災拠点が機能不全に陥るおそれがある。 ● すべての県管理河川においては、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定の作成・公表に至っていない。(再掲) |
| 早期復旧のための備え | ○国管理河川では、毎年、堤防決壊時の応急復旧の機上訓練を実施している。 ○国管理河川には、多くの水門、樋門、排水ポンプ場等の河川管理施設が整備され、移動式の排水ポンプ車も配備している。 ○排水作業準備計画の作成に着手(令和2年度までに作成) | ● 堤防のほとんどが兼用道路となっており、堤防が決壊すれば交通が分断され緊急物資の供給や応急復旧等に支障をきたすおそれがある。 ● 大規模氾濫時には、効果的な排水作業を実施しなければ、浸水継続時間が長期化するおそれがある。 |

| | | |
|-------|---|--|
| 施設の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○洪水を安全に流す対策として、堤防の高さや厚みを増す対策、堤防の浸透対策、河道の掘削等を順次実施している。 ○国管理河川では、上下流バランスの関係から早期に抜本的対策が困難なところでは、堤防の決壊までの時間を少しでも引き延ばす対策として堤防天端の保護等の「危機管理型ハード対策」を順次実施している。 ○国管理河川では、洪水時の操作人の安全確保として操作人が現場から待避した場合でも、樋門等の機能を確保するよう、ゲートを改良し無動力化等の対策を進めている。 | <ul style="list-style-type: none"> ●堤防の整備等の施設整備については、整備途上であり、施設の能力を上回る洪水が発生すると甚大な浸水被害が想定される。 ●人口減少や高齢化社会の進展により操作人の確保が将来的に益々困難になるおそれがある。 ●樋門等の施設の数が多くれば、その分、潜在的なリスクを有している。 |
|-------|---|--|

4. 減災のための目標

遠賀川圏域では、これまでの水害経験を踏まえて、協議会の構成機関がそれぞれ又は連携して防災・減災に関する取組を実施し、治水安全度の向上や地域における防災力の向上を図ってきた。

一方、遠賀川圏域を代表する遠賀川流域は、鍋底状の地形を呈していることもあり、ひとたび堤防が決壊し氾濫が発生した場合には、浸水深が大きく、浸水継続時間も長期化し、甚大な人的被害、社会経済的な被害が発生するおそれがある。

また、遠賀川圏域内の二級河川においても近年の宅地化の増加により、低平地への人口及び資産が集中していることから、ひとたび氾濫が発生した場合には、甚大な被害が発生するおそれがある。

このため、協議会の構成機関が連携を強化し、さらなる地域防災力の向上を図るとともに、大洪水への備えをし、遠賀川圏域でこれまでに経験したことのない大規模な洪水が発生した場合でも、人命を守り、社会経済的被害を最小化できるよう、令和 3 年までに達成する減災のための目標を以下のとおり掲げることとする。

5 年間で達成すべき遠賀川圏域の減災のための目標

これまでに経験したことのない大規模な洪水の発生に備え、関係機関が連携してソフト対策とハード対策を一体的かつ計画的に推進し、自助、共助、公助のバランスのとれた防災・減災社会の構築を図り、人命を守り、社会経済的被害の最小化につなげることを目標とする。

上記の目標を達成するために、洪水を河川内で安全に流す等のハード対策の推進に加え、遠賀川圏域が一丸となった防災・減災対策として、以下の三本柱の取組を推進する。

- 水防災学習の普及による水防災文化の醸成
- 関係機関の連携による避難、水防、復旧体制の強化
- 避難行動につながる確実かつ住民目線のわかりやすい情報の提供

5. 概ね 5 年間で実施する取組

遠賀川圏域においては、「施設の能力には限界があり、施設で防ぎきれない大洪水は必ず発生する」という認識のもと、自助、共助、公助のバランスとのとれた防災・減災社会を構築するため、構成機関は、それぞれ又は連携して以下の取組を推進する。

特に、遠賀川圏域を代表する遠賀川流域は、鍋底型の地形を呈していることもあり、ひとたび堤防が決壊し氾濫が発生した場合には、浸水深が大きく、浸水継続時間も長期に及び、氾濫域は複数の市町村にまたがる。このため、隣接する市町村が相互に連携して、避難や水防等に関して事前に調整しておくとともに、非常時の住民の円滑な避難を支援する対策を重点的に取り組む。

(1) ハード対策の主な取組

堤防等の施設は、未だ整備途上であり、施設の能力を上回る洪水が発生すると甚大な浸水被害が発生するおそれがあることから、引き続き、上下流バランスを考慮しつつ、着実に整備を進めていく。

また、施設の能力を上回る洪水が発生した場合においても、人命を守り、社会経済的被害の最小化を図るため、円滑な避難、的確な水防、迅速な復旧に資する各種整備を着実に進めていく。

遠賀川圏域において実施するハード対策の主な取組内容、目標時期、取組機関は、以下のとおりとする。

| 主な取組内容 | 目標時期 | 取組機関 |
|--|----------------------|-----------------|
| ○ 洪水を河川内で安全に流す対策 ・ 流下能力の確保(堤防の整備、河道の掘削等) ・ 堤防の質的対策(浸透対策) | 引き続き順次実施 引き続き順次実施 | 遠賀川河川事務所 福岡県 |
| ○ 危機管理型ハード対策 ・ 堤防天端の保護、裏法尻の補強 | 引き続き順次実施 | 遠賀川河川事務所 |
| ○ 円滑な避難、的確な水防、迅速な復旧に資する整備 ・ 泛濫リスクが高い場所のリアルタイム情報を把握するための、水位計や河川カメラ等の整備 | 引き続き順次実施 | 遠賀川河川事務所 福岡県 |

| | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 河川のリアルタイム映像等の情報共有を図るための、光ファイバーによる専用通信網の整備 堤防天端を利用した緊急輸送路や避難路の検討、確保 水防や応急復旧の基地となる側帯や仮置きヤード、防災ステーション等の検討、整備 内水等の早期排水に必要な付属設備(釜場等)の検討、整備 | <p>引き続き順次実施</p> <p>引き続き検討を実施し必要な対策を順次実施</p> <p>引き続き検討を実施し必要な対策を順次実施</p> <p>引き続き検討を実施し必要な対策を順次実施</p> | 遠賀川河川事務所 市町村 遠賀川河川事務所 市町村 遠賀川河川事務所 市町村 遠賀川河川事務所 市町村 |
| <p>○ 大規模洪水時の施設機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 操作人による操作を必要としない樋門の無動力化の推進 市町村庁舎等の防災拠点施設等の機能確保を図るための耐水化等の検討、実施 | <p>引き続き順次実施</p> <p>引き続き検討を実施し必要な対策を順次実施</p> | 遠賀川河川事務所 市町村 远賀川河川事務所 市町村 |

(2) ソフト対策の主な取組

遠賀川圏域を代表する遠賀川流域は、鍋底状の地形を呈していることもあり、ひとたび堤防が決壊し氾濫が発生した場合には、浸水深が大きく、浸水継続時間も長期に及び、氾濫域は複数の市町村にまたがる。

このため遠賀川圏域では、住民自らが主体的な避難行動をとり、早めに確実に避難することが重要である。それを実現するためには、住民の防災意識の向上や防災知識の普及を図るとともに、避難行動に直結するような情報の充実が必要である。また、円滑な避難や的確な水防活動及び早期の復旧を実現するための体制の整備を関係機関が連携して行う必要がある。

また、遠賀川は、過去に石炭生産の影響で黒く濁った川であったが、流域内の約 80 にのぼる住民団体の熱心な環境保全活動もあり、年々、清流を取り戻しつつある。更に近年は防災に関する啓発活動も実施するなど、住民団体の活動が盛んな地域である。このような流域の特徴も活かし、広域なネットワークを有する住民団体との連携も図りながら防災の啓発を行うことで、より高い効果が期待できる。

遠賀川圏域において実施するソフト対策の主な取組内容、目標時期、取組機関は、以下のとおりとする。

① 水防災学習の普及による水防災文化の醸成

住民自らが主体的に避難行動をとるためにには、防災意識の向上や防災知識の習得が必要であることから、防災知識の普及を担う人材育成に取り組み、教育関係者や住民団体等と連携して防災意識の啓発や防災知識の普及に関する取組を推進する。

| 主な取組内容 | 目標時期 | 取組機関 |
|--|--|--|
| ○水防災教育の普及・充実、防災知識の普及 ・水防災学習を担う人材の育成のため講習会等を実施 ・小・中学校における水防災教育の促進 ・地域における水防災学習会等の実施促進 ・住民団体と連携した防災意識の啓発、防災知識の普及 | 引き続き順次実施 引き続き順次実施 引き続き順次実施 引き続き順次実施 引き続き順次実施 | 遠賀川河川事務所 市町村、福岡県 遠賀川河川事務所 市町村、福岡県、 福岡管区気象台 遠賀川河川事務所 市町村、福岡県 遠賀川河川事務所 市町村 |

② 関係機関の連携による避難、水防、復旧体制の強化

大規模な洪水が発生することを想定し、市町村の行政界を超えた広域避難、的確な水防活動、及び迅速な排水・復旧に資する非常時の行動計画や体制整備、訓練等の実施など事前の準備を整えておく。

| 主な取組内容 | 目標時期 | 取組機関 |
|---|-----------------------|----------------------------|
| ○大規模な洪水の発生を想定した安全な避難場所等の確保 ・想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定を前提として、避難場所、避難経路等の避難計画を検討し体制を整備 ・広域避難を視野に入れた市町村間の連携に関する方策を検討し体制を整備 ・要配慮者利用施設における避難計画の作成 | 引き続き順次実施 | 市町村 |
| | 引き続き順次実施 (令和2年度目標) | 市町村 |
| | 令和3年度までに作成 | 市町村 |
| ○避難に着目したタイムライン(行動計画)の確立 ・実洪水を踏まえたタイムラインの検証と必要な見直し ・避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインの作成を検討 ・首長等が参加したタイムラインに基づく実践的な訓練(ホットライン訓練)の実施 | 引き続き順次実施 | 市町村 遠賀川河川事務所 |
| | 引き続き実施 | 市町村、 福岡県 |
| | 引き続き実施 | 市町村 遠賀川河川事務所 福岡管区気象台 |
| | | |

| | | |
|---|----------|---------------------|
| <p>○効率的かつ的確な水防活動や施設操作の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 ・氾濫リスクの高い箇所の水防団等との合同現地確認の実施 ・効率的かつ的確な水防に資する情報の充実に向けた検討 ・水防工法等に関する訓練や学習会等の計画的な実施 ・樋門等の操作情報のリアルタイムでの共有 | 引き続き実施 | 市町村 |
| | 引き続き実施 | 遠賀川河川事務所 福岡県、市町村 |
| | 引き続き順次実施 | 遠賀川河川事務所 市町村 |
| | 引き続き実施 | 市町村 |
| | 引き続き実施 | 遠賀川河川事務所 市町村 |
| | | |
| | | |

③ 避難行動につながる確実かつ住民目線のわかりやすい情報の提供

住民が自ら主体的に避難行動をとり、安全に避難ができるように、幅広い年代の方々に定着した多様な情報提供媒体の活用等、避難行動につながる確実かつ住民目線のわかりやすい情報を提供する取組を推進する。

| 主な取組内容 | 目標時期 | 取組機関 |
|--|------------------------------------|-----------------|
| <p>○水害リスク情報の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定の公表 | 国管理河川は平成28年度に実施、県管理河川は平成29年度から順次実施 | 遠賀川河川事務所 福岡県 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定の時系列情報の公表 | 国管理河川は平成28年度に実施 | 遠賀川河川事務所 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定を前提とした | 引き続き順次実施 | 市町村 |

| | | |
|---|--|---|
| <p>た避難行動に直結するわかりやすいハザードマップの作成、公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設における訓練等の実施 洪水ハザードマップや防災情報の理解促進のための学習会、広報活動等の実施 想定浸水深や避難場所の位置を街中に表示する「まるごとまちごとハザードマップ」の整備 洪水ハザードマップを活用した自主防災組織等による避難訓練の実施 共助の仕組みの強化(高齢者の避難行動の理解促進に向けた取り組みの実施) 住民1人1人の避難計画・情報マップの作成促進 | <p>令和3年度までに実施 平成29年度から順次実施 引き続き順次実施 引き続き実施 順次実施 順次実施</p> | <p>市町村 市町村 遠賀川河川事務所 福岡県、 福岡管区気象台 市町村 遠賀川河川事務所 市町村 遠賀川河川事務所 福岡県 市町村 遠賀川河川事務所 市町村</p> |
| <p>○避難に資するリアルタイム情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 切迫性が伝わる情報内容、提供方法の検討、必要な見直し 迅速かつ的確な防災体制が図れるよう、洪水時における情報提供(ホットライン)を構築 ・ 多様な情報提供媒体(SNS、防災無線、エリアメール等)を活用した、幅広い年代の方々へわかりやすい情報の提供 報道機関等を通じて視覚的に切迫感が伝わる河川カメラ映像等の情報提供の推進 | <p>引き続き実施 平成29年度から順次実施 引き続き実施 引き続き順次実施</p> | <p>遠賀川河川事務所 福岡管区気象台、 市町村、福岡県 市町村、福岡県、 福岡管区気象台 遠賀川河川事務所 市町村、福岡県</p> |

おわりに

この取組方針に示した主な取組内容は、それぞれの取組機関が、必要に応じて地域防災計画や河川整備計画、防災業務計画等に反映し、責任を明確にして組織的、計画的、継続的に取り組む。

協議会は、原則として毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組については、訓練等を通じて、習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行う。